

#### 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備 その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

##### [ 1 ] 市街地の整備改善の必要性

###### ( 1 ) 現状分析

本市の中心市街地においては、駅周辺都市整備計画基本構想（昭和 48 年度策定）や小花地区都市再開発基本構想（昭和 60 年度策定）などに基づき、市街地再開発事業や連続立体交差事業、優良再開発建築物整備促進事業などの事業手法による都市基盤の整備や都市機能の更新、住環境の改善が進められてきた。



川西能勢口駅周辺（平成 11 年撮影）

これらの整備により、再開発ビルや川西能勢口駅、川西池田駅などを安全に安心して歩行できるペDESTリアンデッキが整備されたが、一方で既存の商業施設が残る地上レベルでの歩行者通行量は減少し、地上部に立地する商業・サービス機能を提供してきた小売店や飲食店の集客は減少している。

また、川西能勢口駅周辺ではペDESTリアンデッキによる歩行者動線のネットワークが形成されているものの、中心市街地に広く分布する公共・公益施設をつなぐ歩行者動線のネットワークは不十分である。さらに、約 14 万人の鉄道駅乗降客のうち、その多くはペDESTリアンデッキを利用して移動するため、路線バスや自動車、自転車などを利用する場合は、ペDESTリアンデッキから地上階に降りなくてはならないため、駅前における高低差があらゆる場面でバリアとなっている。

そのほか、市街地再開発事業区域では、みどりや水による潤いのある公園やオープンスペースが少なく、潤いを感じながら回遊・滞留できる空間が少ない。また、中心市街地の北側には約 24ha の皮革工場跡地があるが、当地区では土壌改良を行うとともに、新たな土地利用への転換を進めている。

###### ( 2 ) 市街地の整備改善の必要性

中心市街地の活性化に向け第一に求められることは、来街者などの回遊・滞留性を促進するため、安全で安心な歩行者動線ネットワークの形成である。そのため、都市計画道路での歩道幅や川西能勢口駅と中央北地区や駅東側をつなぐ街路整備や滞留スペースの確保について、総合的に計画・実施し、魅力ある歩行者動線の連続やネットワーク化を図る。また、川西能勢口駅周辺は川西市交通バリアフリー重点整備地区に位置付けられているため、あらゆる歩行者が円滑に移動できるバリアフリー化への対応を行う。

川西能勢口駅東地区第 2 工区市街地再開発事業区域においては、整備実現に向けて協議を行い、中央北地区では、都市基盤や都市施設の整備に向けた検討を進めつつ、川西能勢口駅周辺と相互に補完し、中心市街地での相乗効果を視野に入れた総合的なまちづくりを推進する。

###### ( 3 ) フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に本計画に位置付けた取り組みの進捗状況を調査したうえで、必要に応じて事業の促進などの改善策を講じるものとする。

[ 2 ] 具体的事業の内容

( 1 ) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

( 2 ) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>事業名</b> 02:中央北地区特定土地区画整理事業</p> <p><b>事業内容</b> 中央北地区における都市基盤や都市施設の整備及び適切な土地利用の促進</p> <p><b>実施時期</b> 平成 22 年度 ~ 工事着手は平成 25 年度以降</p>	<p><b>実施主体</b> 川西市</p>	<p><b>位置付け</b> 中央北地区は、中心市街地の将来における総合的発展と、中央北地区の生活環境改善を図るために策定された「中央北地区土地利用構想」の区域であり、当該地区の新しいまちづくりとして位置付けている。住宅街区整備事業の手法を土地区画整理事業に変更し、都市基盤整備と生活環境の改善を行うことにより、魅力的な中心市街地の創造に寄与する。</p> <p><b>必要性</b> この事業は、中心市街地の活性化に向けて、当地区と川西能勢口駅周辺との総合的なまちづくりを行うものであり、中心市街地における「安全で便利な『かわにしのせぐち』の創造」に必要な事業であり、「魅力的で活気のある『かわにしのせぐち』の創造」及び「楽しみながら回遊したくなる『かわにしのせぐち』の創造」の目標達成のために寄与するものである。</p>	<p><b>支援措置名</b> 社会資本整備総合交付金（都市再生土地区画整理事業）</p> <p><b>実施時期</b> 平成 23 年度 ~</p>	

<p><b>事業名</b> 04：都市計画道路せせらぎ遊歩道新設事業</p> <p><b>事業内容</b> 都市計画道路せせらぎ遊歩道の整備</p> <p><b>実施時期</b> 平成 22 年度～ 工事着手は平成 25 年度以降</p>	<p><b>実施主体</b> 川西市</p>	<p><b>位置付け</b> 都市計画道路せせらぎ遊歩道は「中央北地区土地利用構想」の中で、当該地区の中心的な生活軸となる遊歩道として位置付けている。中央北地区だけでなく、中心市街地全体の回遊性を図るためのシンボリックな遊歩道として整備することにより、魅力的な中心市街地の創造に寄与する。</p> <p><b>必要性</b> この事業は、より安全で快適なシンボル空間を整備することにより、来街者の回遊促進に寄与するものであり、中心市街地における「安全で便利な『かわにしのせぐち』の創造」に必要な事業であり、「魅力的で活気のある『かわにしのせぐち』の創造」及び「楽しみながら回遊したくなる『かわにしのせぐち』の創造」の目標達成のために寄与するものである。</p>	<p><b>支援措置名</b> 社会資本整備総合交付金（都市再生土地地区画整理事業）</p> <p><b>実施時期</b> 平成 23 年度～</p>
---	----------------------------	--	---

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p><b>事業名</b> 01：川西能勢口駅東地区第2工区優良建築物等整備事業</p> <p><b>事業内容</b> 川西能勢口駅東地区第2工区における都市機能の更新と生活環境の改善のための商業施設と住宅施設</p>	<p><b>実施主体</b> 川西能勢口駅東地区第2工区権利者</p>	<p><b>位置付け</b> 川西能勢口駅東地区第2工区は、昭和48年度に川西能勢口駅周辺の都市機能の更新と環境の整備を図るために策定された「駅周辺都市整備計画基本構想」の区域の一部であり、当該地区の都市機能の更新と生活環境の改善のための事業として位置付けている。優良建築物等整備事業を促進することにより、魅力的な中心市街地の創造に寄与する。</p> <p><b>必要性</b> この事業は、川西能勢口駅東側に面し、主要幹線道路である小花滝山線と国道176号の結節部に接するなど、立地条件が良く、中心市街地における「魅力的で活気のある『かわにしのせぐち』の創造」及び「楽しみながら回遊したくなる『かわにしのせぐち』の創</p>	<p><b>支援措置名</b> 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）（国土交通省）</p> <p><b>実施時期</b> 平成 24～25 年度</p>	

などの建設 実施時期 平成 24 ~ 25 年度		造」の目標達成に必要な事業である。		
-----------------------------------	--	-------------------	--	--

( 3 ) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

( 4 ) 国の支援がないその他の事業

事業名、 内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支 援措置の内 容及び実施 時期	その他 の事項
<b>事業名</b> 03：都市計 画道路火打 滝山線東側 歩道拡幅事 業  <b>事業内容</b> 中央北地区 特定土地 画整理事業 に伴う都市 計画道路火 打滝山線東 側歩道の拡 幅  <b>実施時期</b> 平成 22 年 度 ~ 工事着手 は平成 25 年度以降	<b>実施主体</b> 川西市	<b>位置付け</b> 都市計画道路火打滝山線は、中央北地区と川西能勢口駅周辺地区を結ぶ重要な幹線道路であり、特に東側歩道の拡幅整備は中心市街地の回遊ネットワーク形成のための事業として位置付けている。川西能勢口駅周辺と相互に補完しあい相乗効果をもたらすとともに人・車などまち全体の回遊性を図ることにより、魅力的な中心市街地の創造に寄与する。  <b>必要性</b> この事業は、当該道路での歩道の拡幅整備を行い、より安全で快適な歩道空間を整備することにより、来街者の回遊促進に寄与するものであり、中心市街地における「安全で便利な『かわにしのせぐち』の創造」に必要な事業であり、「魅力的で活気のある『かわにしのせぐち』の創造」及び「楽しみながら回遊したくなる『かわにしのせぐち』の創造」の目標達成のために寄与するものである。	<b>支援措置名</b> 支援措置なし  <b>実施時期</b>	社会資本整備総合交付金（都市再生土地画整理事業）の活用を検討
<b>事業名</b> 05：回遊動 線形成促進 事業  <b>事業内容</b> 中心市街地	<b>実施主体</b> かわにし T M O（川西能勢 口振興開発株 式会社）	<b>位置付け</b> 回遊動線の形成促進事業については、これまで実施してきた市街地再開発事業や連続立体交差事業、都市計画道路の整備にあわせて、街なかの回遊性の向上のために位置付けている。歩行者動線としての連続性やネット	<b>支援措置名</b> 支援措置なし  <b>実施時期</b>	

<p>の歩行者動線の形成による沿道でのにぎわい空間の創出についての検討</p> <p><b>実施時期</b> 平成 23 ~ 26 年度</p>		<p>ワーク化を促進し、中心市街地全体の活性化のための回遊動線の検討と、将来の方向性を示すことにより、魅力的な中心市街地の創造に寄与する。</p> <p><b>必要性</b></p> <p>この事業は、沿道施設の関係者と連携しながら、中心市街地における歩行者回遊動線の強化を図り、沿道のにぎわい空間を整備することが、中心市街地における商業・サービスの魅力強化と効果の波及、来街者の回遊・滞留を促進するものであり、中心市街地における「楽しみながら回遊したくなる『かわにしのせぐち』の創造」の目標達成のために寄与するものである。</p>		
<p><b>事業名</b> 06:川西能勢口駅東整備構想策定事業</p> <p><b>事業内容</b> 川西能勢口駅東整備構想の策定</p> <p><b>実施時期</b> 平成 21 年度 ~</p>	<p><b>実施主体</b> 川西市及びかわにし TMO (川西能勢口振興開発株式会社)</p>	<p><b>位置付け</b></p> <p>川西能勢口駅東整備構想策定事業は、中心市街地のにぎわいを創出する事業として位置付けている。特に川西能勢口駅以東において、連続した動線やにぎわい空間の形成を図るため、本市が「川西能勢口駅東地区まちづくり推進計画」を作成するとともに、かわにし TMO が実施主体となって関係者との協議を進めながら整備構想を策定することにより魅力的な中心市街地の創造に寄与する。</p> <p><b>必要性</b></p> <p>この事業は、中心市街地における歩行者回遊動線の強化を図り、来街者の回遊・滞留を促進するものであり、中心市街地における「楽しみながら回遊したくなる『かわにしのせぐち』の創造」の目標達成のために寄与するものである。</p>	<p><b>支援措置名</b> 支援措置なし</p> <p><b>実施時期</b></p>	
<p><b>事業名</b> 07:まちなか“時遊スポット”創出&amp;回遊ネットワーク構築事業『みつなかホール周辺</p>	<p><b>実施主体</b> (財)川西市文化財団及びシヤンテ川西管理者・シヤンテ川西商店会並びに特定非営利法人環境にやさしい街</p>	<p><b>位置付け</b></p> <p>みつなかホール周辺(仮称)花の道及び駐車場整備事業は、小花地区都市再開発基本構想区域での回遊性の向上と、生活者の利便性を図る事業として位置付けている。川西能勢口駅とみつなかホールをつなぐ歩行空間をより魅力的にし、市民の憩いの場としての(仮称)花の道の整備や自動車によるアクセシビリティの向上を図るため、みつなかホー</p>	<p><b>支援措置名</b> 支援措置なし</p> <p><b>実施時期</b></p>	

<p>(仮称)花の道及び駐車場整備事業』</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>(仮称)花の道及び駐車場整備事業</p> <p><b>実施時期</b></p> <p>平成 23 ~ 26 年度</p>	<p>づくり推進会</p>	<p>ルの駐車スペースの整備を行うことにより、魅力的な中心市街地の創造に寄与する。</p> <p><b>必要性</b></p> <p>この事業は、中心市街地における歩行者回遊動線の強化を図り、来街者の回遊・滞留促進に寄与するものであり、中心市街地における「楽しみながら回遊したくなる『かわにしのせぐち』の創造」の目標達成に必要な事業である。</p>		
<p><b>事業名</b></p> <p>08:まちなか“時遊スポット”創出&amp;回遊ネットワーク構築事業『みつなかホール・ドラゴンランドへの動線整備計画の検討』</p> <p><b>事業内容</b></p> <p>表示案内板の設置による動線整備と、歩行者動線整備の検討</p> <p><b>実施時期</b></p> <p>平成 23 年度</p>	<p><b>実施主体</b></p> <p>(財)川西市文化財団及びシヤンテ川西管理者並びに特定非営利法人環境にやさしい街づくり推進会</p>	<p><b>位置付け</b></p> <p>みつなかホール・ドラゴンランドへの動線整備事業は、まちの利用者を中心市街地東側に位置するドラゴンランド(猪名川の河川敷)やみつなかホールなどの集客施設に回遊させるための案内板の設置による動線整備と、歩行者の動線整備の検討事業として位置付けている。川西能勢口駅東口からの視認性や接続する歩行者にとっての快適性を確保するために行うことにより、魅力的な中心市街地の創造に寄与する。</p> <p><b>必要性</b></p> <p>この事業は、中心市街地における歩行者回遊動線の強化を図り、来街者の回遊・滞留の促進に寄与するものであり、中心市街地における「楽しみながら回遊したくなる『かわにしのせぐち』の創造」の目標達成のために寄与するものである。</p>	<p><b>支援措置名</b></p> <p>支援措置なし</p> <p><b>実施時期</b></p>	